## おかし屋ぱれっと 新たな事業展開 ~第2作業所構想と事務局移転~

#### ●法内化を目指して

2013年4月に法内化(障害者自立支援 法)を目指し準備に入りました。現在の 利用者は11名、渋谷区から補助金(年 間約1900万円)を受け運営しています。

おかし屋ばれっとの家賃は年間 900 万 円を越えています。区からの家賃補助で は全ての作業スペースをカバーできな いため、お菓子の売上で自助努力を行な い補填しています。また、作業スペース に対する人数枠の規制により、新たな利 用希望者を受け入れることができませ んでした。オーブンや大型ミキサーなど 業務用機械を使用していますので、大人 数を受け入れると危険が伴ってきます。

おかし屋ぱれっとも開所から 27 年になります。当初から働いている通所員の年齢は 40 歳を超え、立ち仕事がきつくなってきている人も出ています。スペースの狭さから人によっては落ち着いて仕事に集中できにくい環境でもあります。

このような状況を解決していくには、 渋谷区からの補助金だけでは利用者の 労働環境整備や高齢化対策、更に新規通 所員の受け入れは難しいと判断をし、法 内化による作業所経営の改革に取り組 む決断をしました。労働環境整備を優先 とした作業内容を考えていきます。

### ●法内化することでのメリット

渋谷区独自の心身障害者民営授産・訓練事業助成要綱によると、利用通所員は 渋谷区在住者に限られ、他区からの受け 入れには制限があります。自立支援法体 系に移行することで、新たな可能性が広がります。東京都以外からも利用者の受け入れが可能となります。具体的な動きとしては、障害者自立支援法の福祉サービスに係る自立支援給付体系の就労継続支援 B 型を選択し、定員を 20 名まで増やす計画です。

就労継続支援B型の定義は、一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行なうというものです。新たな雇用拡大に努力していきます。

#### ●生産性の向上を図る

通所員の高齢化に伴う作業効率の低下は致し方のない現実問題です。これは、企業にとっても同じことが言えます。つまり、通所員の若返りを図らなくては、脆弱となった生産体制の強化は見込めないのです。今まで頑張って働いてきた通所員の第二の人生を考えた時、ぱれっとで何ができるのか、親とともに話し合ってきました。本人が通い続けられるまでおかし屋ぱれっとが受け入れるという姿勢を、第2作業所を設立することで、実現可能としました。

#### ●第2作業所構想

具体的には、今のおかし屋ばれっとの 2階の物件を借りることにより、スペースの拡張を図ります。広さは約25坪、 家賃は月額33万円、現在、他の物件を 賃貸契約している事務局を第2作業所 と同居させることで、お互いの家賃負担 分を軽減する目的で思い切って事務局 移転を行ないました。パーテーションを 施すことで、作業場と事務スペースの分 離をはかります。

第2作業所は、菓子製造を行なわず、 静かで落ち着いた作業環境を整備しま す。常時座って作業を行なえるようにし、 高齢を迎えた通所員にとっても、体力的 に負担のない作業を工夫します。

作業内容としては、おかし屋ぱれっと の下請けという形で、箱折やシール貼り、 シリカゲル入れ、紅茶パッキング、その 他、販売アイテムの新たなグッズ開発な ど、生産活動に携われる一方、製造に追 われることなく、人間関係など精神的な 軋轢がないような環境にしていきます。

●今後の展開(障害のある人への支援) 法律や制度が変わる中、障害のある人の 自立や障害そのものの捉え方が大きく 変わってきています。支援を受けながら 自己実現をはかり自立を促すエンパワ ーメント、自分の力で自立を目指そうと する援助者の手法です。障害を機能的な 視点から判断をしてきた医療モデルか ら、その障害は実は社会の在り方がそう させているという社会モデルという捉 え方に変わってきています。

「当事者主体・ニーズ中心・自己決定」 ぱれっとが障害のある人達とともに活動する中で大事にしてきた思いです。法 内化することで、個別支援計画を策定し、一人ひとりの可能性を引き出す支援を行なっていきます。改めて障害のある人たちへの支援を考える機会とします。

NPO 法人ぱれっと理事長 おかし屋ぱれっと所長 相馬宏昭

# NPO法人ぱれっと事務局・たまり場ぱれっと 移転のお知らせ

7月6日(金)より、NPO法人ぱれっと事務局とたまり場ぱれっとが、おかし屋ぱれっとと同じ建物の2階へ移転いたしました。下記新住所となります。よろしくお願いいたします。

